

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成19年7月17日
【事業年度】	第46期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	株式会社エンチャー
【英訳名】	ENCHO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 遠藤 健夫
【本店の所在の場所】	静岡県富士市中央町2丁目12番12号
【電話番号】	(0545) 57-0850
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理室長 長谷川 英一
【最寄りの連絡場所】	静岡県富士市中央町2丁目12番12号
【電話番号】	(0545) 57-0850
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理室長 長谷川 英一
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町1丁目4番9号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月26日に提出いたしました第46期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

- 第一部 企業情報
 - 第4 提出会社の状況
 - 3 配当政策

3【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

3【配当政策】

（訂正前）

当社は配当の継続を重視しており、会社の経営成績及び財務状態並びに今後の見通し等を総合的に勘案しながら積極的に利益還元を行うこと及び配当回数につきましては、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

当社は「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨定款に定めております。

内部留保資金につきましては、企業体質の強化及び事業拡大のための設備資金に有効活用いたします。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）
平成18年11月10日 取締役会決議	67,468	5.00
平成19年6月26日 定時株主総会決議	67,503	5.00

（訂正後）

当社は配当の継続を重視しており、会社の経営成績及び財務状態並びに今後の見通し等を総合的に勘案しながら積極的に利益還元を行うこと及び配当回数につきましては、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

当社は「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨定款に定めております。

内部留保資金につきましては、企業体質の強化及び事業拡大のための設備資金に有効活用いたします。

また、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）
平成18年11月10日 取締役会決議	67,468	5.00
平成19年6月26日 定時株主総会決議	67,503	5.00